

**「大阪市国民健康保険 糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託」
にかかる企画提案募集要項等の質問への回答**

	質問内容	回答
1	企画提案指示書P5 4 面談による個別指導 (4)実施場所は～(省略)なお、会場には大阪市立の施設を積極的に活用すること。(7)面談にかかる交通費・会場費等の費用は、受託事業者の負担とする。とありますが、大阪市立の施設を活用する場合の会場の費用は、受託者負担でしょうか。また、予約手続きは受託者が行う想定でしょうか。	お見込みのとおりです。
2	企画提案募集要項 可能でしたら、令和7年度もしくは令和6年度の事業実績をご教示いただけないでしょうか。 ・医療機関への受診勧奨文並びに個別指導申込書等の送付及び申込受付 ・医療機関への受診勧奨及び個別指導の電話等による利用勧奨対象者 ・個別指導	・医療機関への受診勧奨文並びに個別指導申込書等の送付及び申込受付: 1,148 人に送付、73人を申込受付(R6) ・医療機関への受診勧奨及び個別指導の電話等による利用勧奨対象者: 486 人(R6) ・個別指導: 57人 (R6)
3	企画提案募集要項 入札受託後に担当部署の事業譲渡が発生した場合、譲渡契約書等で事業の継承が証明できた場合は譲渡先での業務遂行が可能となりますでしょうか。	事業譲渡後もこれまでの貴社の事業が遂行可能であれば認められます。
4	前年の受託業者名や見積金額をご教示ください。	R7年度の受託事業者名については、本市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。 見積金額は16,019,300円です。

5	<p>前年度(または過去に実施した際)の各業務の実施実件数をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨文、指導申込書等の送付人数 ・電話等による受診勧奨件数 ・支援プログラム参加人数 ・情報提供書作成の依頼件数 ・最終評価時の参加人数 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨文、指導申込書等の送付人数:1,148人(R6) ・電話等による受診勧奨件数:486人(R6) ・支援プログラム参加人数:57人(R6) ・情報提供書作成の依頼件数:34人(R6) ・最終評価時の参加人数:48人(R6)
6	電子データの授受方法について、LGWANの使用は可能でしょうか。	LGWANでのデータの授受は想定しておりません。メールまたはCD-Rを使用していただきますようお願ひいたします。
7	医師・保健師・管理栄養士等と記載があるが、看護師の従事は可能でしょうか。	糖尿病の臨床や栄養管理等について指導した経験を有すれば差し支えありません。
8	情報通信技術を活用した面談を実施する場合、対象者所有の端末を使用して実施する想定でよいでしょうか。	対象者所有の端末を使用して実施していただくことも可能ですが、対象者本人に通信費が発生する場合は事前に説明をお願ひいたします。また、本事業の面談のために対象者が端末等を購入することがないようお願ひいたします。
9	各報告書の具体的な提出期限(指導翌月10日まで等)は指定されていますか。	特に指定はありません。速やかに提出していただくようお願ひいたします。
10	PHR機能を有するアプリ等に搭載されている食事解析AIについては、本プログラムで使用することは可能でしょうか。	差し支えありません。
11	企画提案書様式は、内容と用紙サイズが同じであれば任意様式でも問題ないでしょうか。	差し支えありませんが、様式の項目及び順序の変更はないようお願ひいたします。

12	同じグループ内であり、弊社が100%の資本を保有する子会社との共同事業体を組むことは認められるでしょうか。	本事業は子会社との共同事業体を組むことを前提とした募集要項ではないため、認められません。
13	企画提案書として定められている様式の中に、図やイラストを使用してもよいでしょうか。	差し支えありません。
14	<p>【面談方法におけるICT活用の可否について】 企画提案指示書1ページ「I 事業の概要」2 業務の概要(3) および 5ページ「II 委託業務内容」4 個別指導の実施 4 面談による個別指導 「I 事業の概要」においては「訪問、来所による面談または情報通信技術を活用した面談」との記載がございますが、「II 委託業務内容」の「4 面談による個別指導」の項では、ICT(オンライン)面談に関する具体的な記載が見当たりません。 「II 委託業務内容」に基づき実施する面談においても、「I 事業の概要」の方針通り、対面以外にICT(オンライン)を活用した面談を実施することは仕様上問題ないという認識で相違ございませんでしょうか。 また、その場合の実施場所要件(対象者の自宅等)についても柔軟に対応可能か、併せてご教示ください。 </p>	<p>「II 委託業務内容」に基づき実施する面談においても、「I 事業の概要」の方針通り、対面以外にICT(オンライン)を活用した面談を実施することは仕様上問題ないという認識で相違ありません。 また、実施場所(対象者の自宅等)については柔軟にご対応ください。</p>
15	<p>企画提案指示書 【提供データ(対象者リスト)の項目について】 本事業において貴市よりご提供いただく対象者リスト(csvデータ等)に含まれる具体的な項目をご教示いただけますでしょうか。 (例:氏名、住所、電話番号に加え、特定健診結果の全項目が含まれるのか、あるいは指示書1ページ「4 対象者内訳」に記載された判定基準となる検査値のみが含まれるのか等)</p>	<p>氏名・住所・年齢・性別・電話番号・前年度(R7年度)特定健診結果のうち本事業対象判断基準項目及び電話勧奨、個別指導に必要な問診結果等をエクセルデータで提供します。</p>